

電気通信大学研究インテグリティ・マネジメント規程

制定 令和6年9月20日規程第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、近年の研究の国際化・オープン化の急速な進展を踏まえて、我が国の大学に求められている、研究の健全性・公正性を確保するために、電気通信大学(以下「本学」という。)における研究インテグリティ・マネジメントの推進に関し必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究インテグリティ 研究の国際化やオープン化を踏まえて、我が国の大学に求められている研究の健全性・公正性をいう。
- (2) 研究インテグリティ・マネジメント 研究インテグリティを確保するために、懸念のある情報の収集・分析、リスク軽減策の検討、リスク顕在時の対応など、大学として必要な組織的かつ総合的なリスク管理の取組みをいう。
- (3) 懸念情報 研究インテグリティを脅かすおそれのある情報をいう。

(研究者等の責務)

第3条 教員、学生等その他本学において研究活動を行うすべての者(以下「研究者等」という。)は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について所属機関等に開示を行うものとする。

(最高責任者)

第4条 学長は、最高責任者として、本学における研究インテグリティ・マネジメントについてその責を負う。

(研究インテグリティ・マネジメントの体制)

第5条 本学に、研究インテグリティ・マネジメントを統括するため、統括責任者を置き、学長の指名する理事をもって充てる。

- 2 統括責任者の業務を補佐するため、副統括責任者を置き、学長の指名する理事又は職員をもって充てる。
- 3 統括責任者のもとに、研究インテグリティの確保に関する業務を適切に実施するため、研究インテグリティ管理責任者を置き、学術国際部長をもって充てる。
- 4 統括責任者のもとに、研究インテグリティ・マネジメント委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 5 委員会に、研究リスク情報収集連絡会(以下「連絡会」という。)を置く。
- 6 学長は、研究インテグリティについて知識を有する者のうちから、統括責任者に研究インテグリティについて助言を行う者として研究インテグリティ・アドバイザーを指名し又は委嘱することができる。
- 7 統括責任者は、個別の懸念情報に応じた対応が必要と認める時は、委員会に、専門委員会を設置することができる。

(委員会)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる研究インテグリティ・マネジメントに係る重要事項を審議する。

- (1) 懸念情報の収集・分析、リスク軽減策の検討、リスク顕在時の対応に関する事項
- (2) 研究者等に対する周知・啓発・研修に関する事項
- (3) 研究インテグリティに係る調査・照会等への対応に関する事項
- (4) その他研究インテグリティの確保に必要な事項

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 統括責任者
- (2) 副統括責任者
- (3) 学術院長
- (4) 学術院副院長
- (5) 総務部長
- (6) 学術国際部長
- (7) 研究推進課長
- (8) その他統括責任者が必要と認めた者

3 前項第8号の委員の任期は、統括責任者がその都度定める。

4 委員会に、委員長及び副委員長を置き、それぞれ統括責任者及び副統括責任者をもって充てる。

5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行するものとする。

7 議長は、必要に応じて、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

8 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(連絡会)

第7条 連絡会は、次の各号に掲げる研究インテグリティに係る業務を行う。

- (1) 懸念情報の収集、抽出、評価、分析
- (2) 官公庁等からの要請等への対応案の検討
- (3) 他大学等の動向調査
- (4) 教育研修・周知啓発策の検討
- (5) 学内外からの問い合わせへの対応
- (6) その他研究インテグリティの確保に必要な事項

2 連絡会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 研究インテグリティ管理責任者
- (2) 各専攻から選出された者
- (3) 学術院長が指名する者
- (4) 研究推進課長
- (5) 人事労務課長
- (6) 経理調達課長

- (7) 学術情報課長
- (8) 国際課長
- (9) その他統括責任者が指名する者

3 研究インテグリティ管理責任者は、連絡会の主査として、連絡会を招集するとともに、その結果を委員会に報告するものとする。

(緊急時の対応)

第8条 統括責任者は、早急に判断が必要な事案が発生した場合その他やむを得ない事情があると認めるときは、副統括責任者及び研究インテグリティ管理責任者と協議の上、対応方針を決定することができる。この場合においては、当該対応方針について、学長及び委員会に速やかに報告するものとする。

(相談窓口)

第9条 研究推進課は、相談窓口を設置して、研究インテグリティの確保に関する相談及び懸念情報の通報等（以下「相談等」という。）に対応するものとするとともに、研究インテグリティ管理責任者と相談等の情報を共有するものとする。

2 相談窓口の担当者（以下「相談担当者」という。）は、相談等を受けたときは、速やかに統括責任者に報告する。

3 統括責任者は、相談等の内容に応じて、連絡会に更なる情報収集を指示し、又は委員会に対応策の検討を付議するなどの必要な処置を講じるものとする。

(秘密保持)

第10条 委員、連絡会を構成する者及び相談担当者、は、職務上知り得た秘密を他に漏らしはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務)

第11条 この委員会、連絡会等に関する事務は、関係各課の協力を得て、研究推進課が行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティ・マネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。